六(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 江別市江別太一四六番一から北海道石狩郡当別町蕨岱三四五七番一まで | 前 A | 一〇・〇〇～一二九・〇〇メートル | 一三・二三二キロメートル | |
| | 後 A | 一〇・〇〇～一二九・〇〇 | 一三・二三二 | |
| | 前 B・C・D・E | 二一・〇〇～二八〇・〇〇 | 一〇・六〇七 | |
| | 後 B・C・D・E | 二一・〇〇～二八〇・〇〇 | 一〇・六〇七 | 上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地区分をいう。 |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

七(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百九十二号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道白糠郡白糠町ヌイベツ三〇番四地内 | 前 | 四五・三二～五二・〇一メートル | 〇・〇一八キロメートル | |
| | 後 | 五二・〇一～六三・〇三 | 〇・〇一八 | |

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

**○北海道開発局告示第八十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十七日　北海道開発局長　関　博之

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五号 | 小樽市船浜町七五番一地先内 | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |
| 三十七号 | 室蘭市中島町一丁目五番一三から同市中島町四丁目一番三まで | 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部 |
| 二百二十九号 | 北海道積丹郡積丹町大字西河町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七四林班ろ小班地内 | 北海道開発局及び同局小樽開発建設部 |
| 〃 | 北海道古宇郡神恵内村大字珊内村字キナウシ国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一〇五六林班ロ小班から同村大字珊内村字キナウシ国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一〇六二林班に小班まで | 〃 |
| 二百四十号 | 釧路市阿寒町飽別原野基線二〇番五地先から同市阿寒町飽別原野基線二〇番二地先まで | 北海道開発局及び同局釧路開発建設部 |
| 三百三十三号 | 北海道紋別郡遠軽町丸瀬布金山七一番一地先から同町丸瀬布金山二三五番一地先まで | 北海道開発局及び同局網走開発建設部 |

供用開始の期日　平成二十五年七月十七日

**○沖縄総合事務局告示第三十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月十七日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十八号
(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 名護市字伊佐川喜知留原二一九番一から同市字許田長浜原一番二まで | 前 A | 二四・九五～一一二・三〇メートル | 九・八七〇キロメートル | 上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | 後 A | 二四・九五～一一二・三〇 | 九・八七〇 | |
| | 前 B・C | 三〇・〇〇～四〇二・〇〇 | 六・四六六 | |
| | 後 B・C | 三〇・〇〇～四〇二・〇〇 | 五・〇六四 | |
| | 前 D | 五一・七九～一四一・六〇 | 一・四〇二 | |
| | 後 D | 四二・二三～九七・〇四 | 〇・五四四 | |

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

**○東北地方環境事務所告示第二号**

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月十七日　東北地方環境事務所長　徳丸　久衞

| 氏名又は名称 | 住所 |
|---|---|
| 株式会社ヨウタ | 福島県いわき市小島町三丁目十二番地の二 |

**○関東地方環境事務所告示第七号**

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月十七日　関東地方環境事務所長　高橋　康夫

| 氏名又は名称 | 住所 |
|---|---|
| 橋本建設株式会社 | 茨城県ひたちなか市関戸八千四百三十二番地 |
| 静岡コンサルタント株式会社 | 静岡県三島市多呂百二十八番地 |
| 株式会社マモル | 東京都世田谷区鎌田二丁目十二番十三号 |

**○中部地方環境事務所告示第四号**

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月十七日　中部地方環境事務所長　池田　善一

| 氏名又は名称 | 住所 |
|---|---|
| 株式会社東海テクノス | 岐阜県岐阜市細畑六丁目四番十四号 |
| 株式会社日本環境分析センター | 愛知県名古屋市千種区千種三丁目二十六番六号 |
| 国際地研株式会社 | 石川県金沢市諸江町下丁四百二十八 |
| 株式会社小宮山土木 | 長野県北佐久郡立科町大字牛鹿千六百十六―一 |
| 川中島建設株式会社 | 長野県長野市篠ノ井布施高田九百五十五の三 |
| 住宅地盤株式会社 | 愛知県名古屋市中川区八熊一丁目七番十号 |
| ジビル調査設計株式会社 | 福井県福井市大願寺二―五―十八 |
| 株式会社ユニオン | 岐阜県岐阜市西河渡二丁目五十七番地 |
| 綜合地質コンサルタント株式会社 | 長野県長野市稲里町中氷鉋千八十五―七 |
| 株式会社北信ボーリング | 長野県飯山市大字飯山五千二百四十四番地九 |
| 東城建設株式会社 | 富山県魚津市六郎丸二千九百三十五 |
| 株式会社中央設計技術研究所 | 石川県金沢市広岡二丁目十三番三十七号 |
| 村木鑿泉探鑛株式会社 | 愛知県名古屋市熱田区西野町一丁目二番地 |
| 株式会社ユニソ地研 | 石川県金沢市しじま台二丁目十四番地十二 |